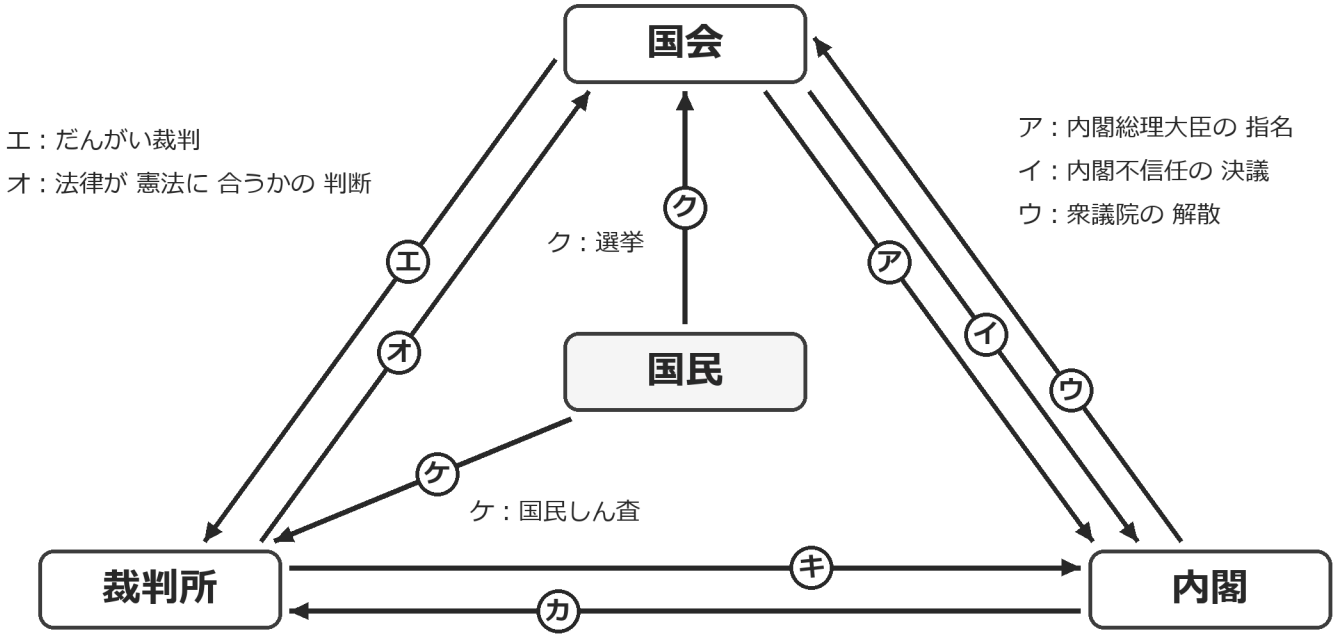
出来事を 三権の 図に あてはめよう ①

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／ニュースのような 出来事は、どの 矢印の はたらき？

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（7）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）衆議院で、「今の 内閣には これ以上 政治を まかせられない」という 決議が 可決された。 □

（2）最高裁判所が、「ある 法律の 一部は、日本国憲法に 反している」という 判決を 出した。 □

（3）衆議院議員の 総選挙の 日、投票所で「やめさせた ほうが よい 裁判官」の らんに ×を 書く 用紙が 配られた。 □

（4）国会で、国会議員の 中から、新しい 内閣総理大臣に なる 人が 選ばれた。 □

（5）内閣が、任期の とちゅうで 衆議院議員を 全員 いったん やめさせ、選挙を やり直す ことに した。 □

（6）つとめに ひどく 反する 行いを した 裁判官を やめさせるか どうかを、国会議員で つくる 裁判所で 決めた。 □

（7）裁判所が、内閣の 定めた きまり（政令）が 憲法に 合っているか どうかを 判断した。 □

（8）もし 図の オの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

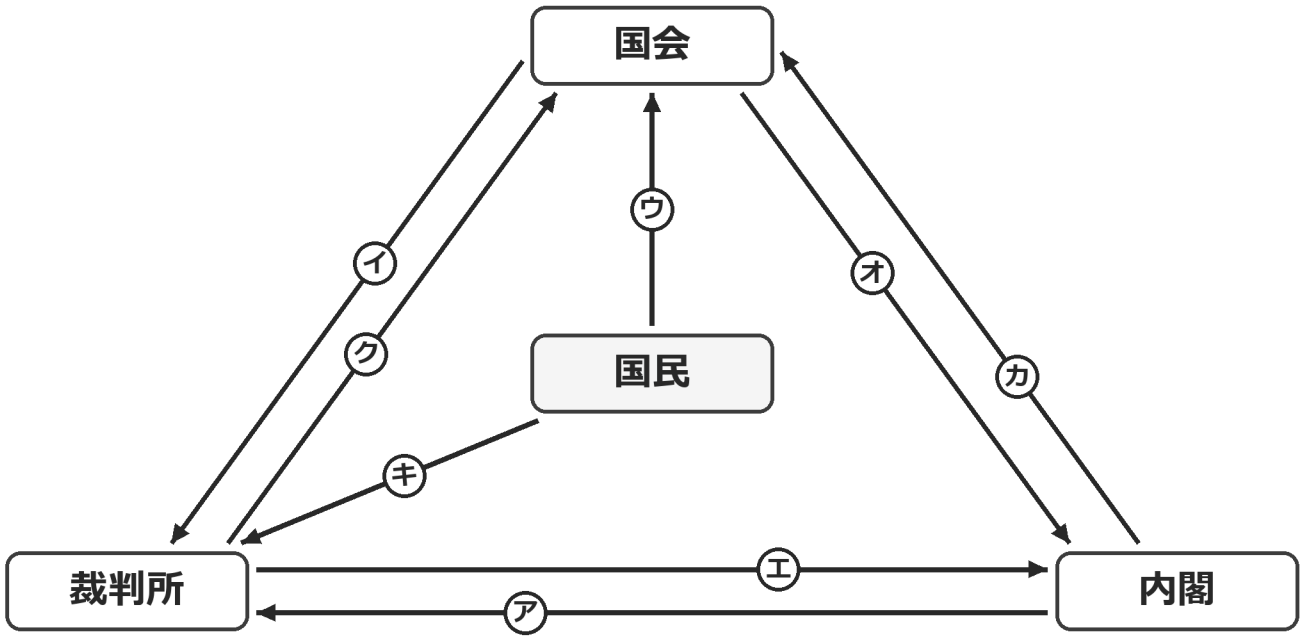
出来事を 三権の 図に あてはめよう ②

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／はたらきの 名前が なくても、矢印の 向きから 考えよう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（6）は、だれが だれに はたらきかけたかを 考え、記号で 答えます。使わない 矢印も あります。



（1）国会が、大臣に 国会へ 来て もらい、政治に ついて 説明を 求めた。 □

（2）内閣が、最高裁判所の 長官に なる 人を 決めた。 □

（3）裁判所が、国会の 作った ある 法律に ついて、憲法に 反するので 使えないと 判断した。 □

（4）国民が、投票で 国会に 送る 代表を 選んだ。 □

（5）内閣が、国会に、新しい 法律の 案を 出した。 □

（6）国会が、問題を 起こした 裁判官を やめさせるか どうかを 決める 裁判を 開いた。 □

（7）もし 図の ウの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

出来事を 三権の 図に あてはめよう ③

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／出来事の 矢印を、自分で かこう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図には 国会・内閣・裁判所・国民の 箱だけが あります。（1）～（6）の 出来事ごとに 矢印を 1本ずつ かきましょう。
矢印は、「はたらきかける がわ」の 箱から「はたらきかけられる がわ」の 箱へ、えんぴつで かきます。
番号は 矢印の まん中あたりに 丸で かこんで 書きます。同じ 2つの 箱の あいだの 2本は 少し はなして かきます。



（1）国民が、最高裁判所の 裁判官に ついて、やめさせるか どうかを 投票した。

（2）裁判所が、内閣の 出した ある 命令を 調べ、憲法に 反すると 判断した。

（3）内閣が、臨時の 国会を 開く ことを 決めた。

（4）内閣が、各地の 裁判所の 裁判官を 任命した。

（5）国会議員で つくる 裁判所が、ひどい 行いを した 裁判官を やめさせた。

（6）衆議院が、「今の 内閣を 信用する」という 案を、反対が 多くて 通さなかった。

（7）もし 国会から 裁判所への 矢印が なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

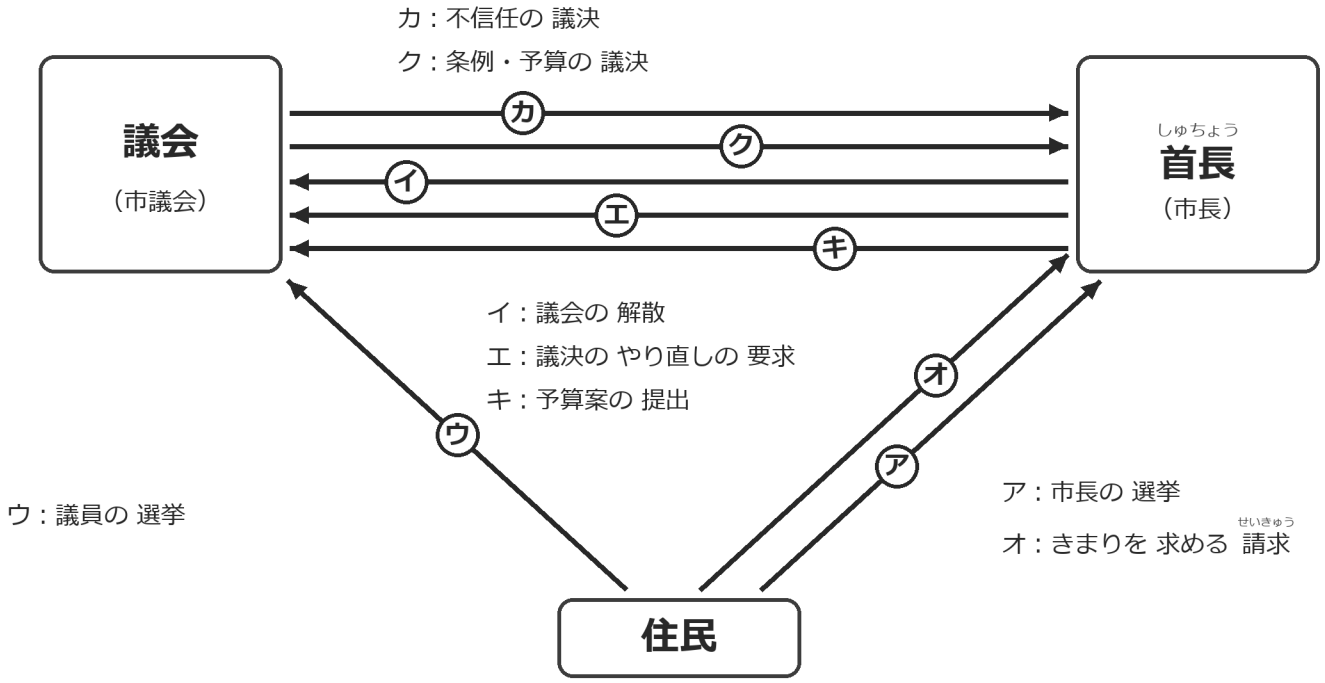
出来事を 地方自治の 図に あてはめよう ④

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／市の 政治にも、おさえ合いの しくみが あるよ

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

この 図は、市の 政治の しくみです。
矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（6）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）市に 住む 人たちが 署名を 集め、市長に「こんな きまりを 作って ほしい」と 求めた。 ［　　］

（2）市長が、市議会を いったん やめさせて、議員を 選び直す ことに した。 ［　　］

（3）市に 住む 人たちが、投票で 新しい 市長を 選んだ。 ［　　］

（4）市議会が、来年度の お金の 使いみちを 決める ことに 賛成した。 ［　　］

（5）市議会が、「市長を これ以上 信用 できない」と 決めた。 ［　　］

（6）市長が、市議会の 決めた ことに 反対して、もう一度 話し合う ように 求めた。 ［　　］

（7）もし 図の カの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

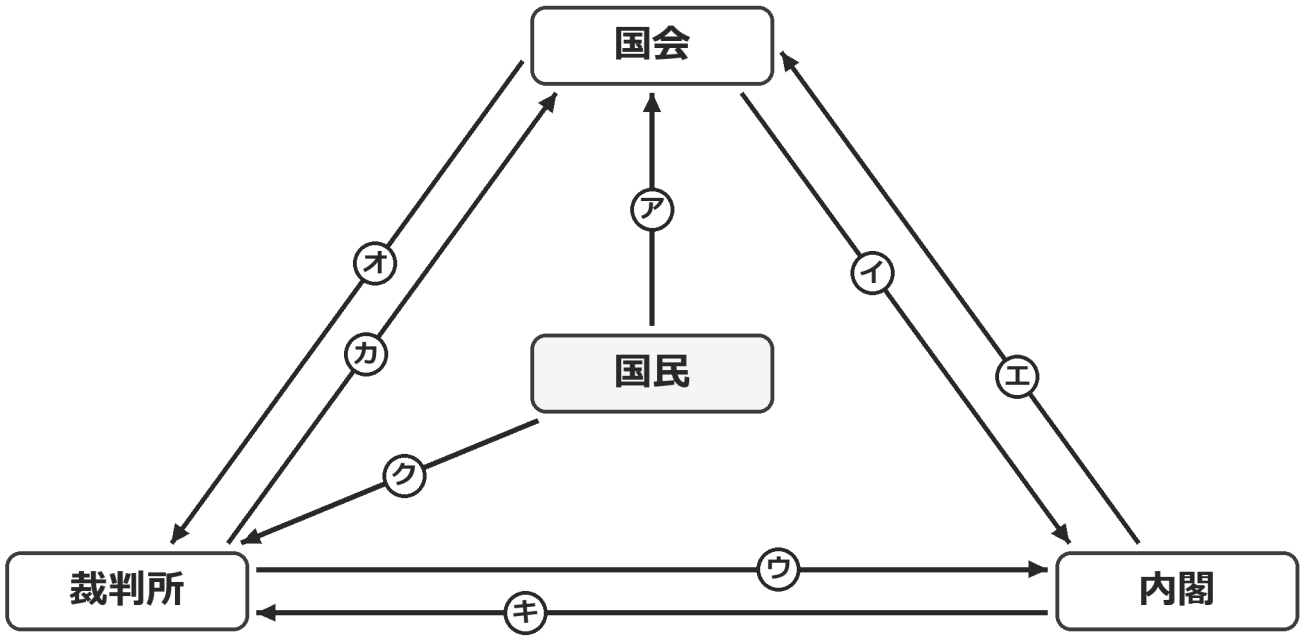
出来事を 三権の 図に あてはめよう ⑤

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／矢印に あてはまる 出来事を、自分で 書こう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（3）の 矢印に あてはまる 出来事を 1文で 書きましょう。だれが だれに 何を したかも 書きます。



（1）図の キの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）図の イの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（3）図の ウの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（4）もし 内閣が 衆議院を 解散 できなかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

いちごドリル プリント

つづきの無料プリント
「小学社会」のプリント一覧がひらきます

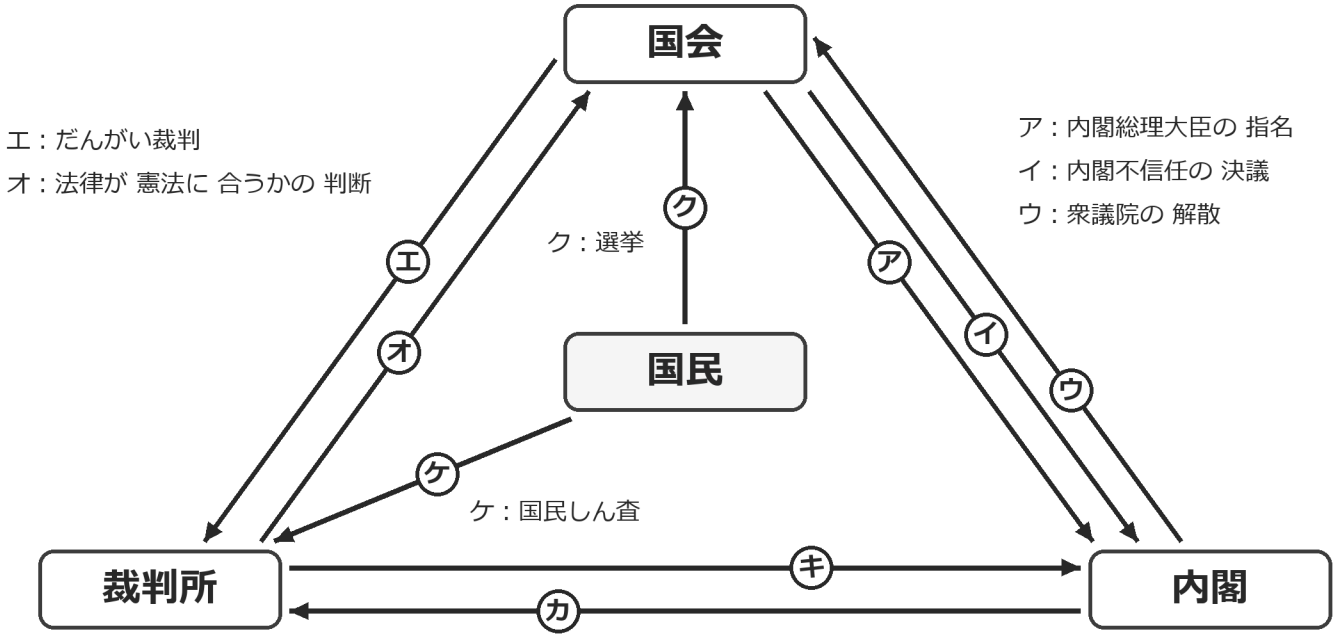
出来事を 三権の 図に あてはめよう ①【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／ニュースのような 出来事は、どの 矢印の はたらき？

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（7）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）衆議院で、「今の 内閣には これ以上 政治を まかせられない」という 決議が 可決された。 **イ**

（2）最高裁判所が、「ある 法律の 一部は、日本国憲法に 反している」という 判決を 出した。 **オ**

（3）衆議院議員の 総選挙の 日、投票所で「やめさせた ほうが よい 裁判官」の らんに ×を 書く 用紙が 配られた。 **ケ**

（4）国会で、国会議員の 中から、新しい 内閣総理大臣に なる 人が 選ばれた。 **ア**

（5）内閣が、任期の とちゅうで 衆議院議員を 全員 いったん やめさせ、選挙を やり直す ことに した。 **ウ**

（6）つとめに ひどく 反する 行いを した 裁判官を やめさせるか どうかを、国会議員で つくる 裁判所で 決めた。 **エ**

（7）裁判所が、内閣の 定めた きまり（政令）が 憲法に 合っているか どうかを 判断した。 **キ**

（8）もし 図の オの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

憲法に 合わない 法律が 国会で 作られても、それを 止めたり 正したり できない。

（1）衆議院（国会）→ 内閣。「信任しない」＝不信任の 決議（憲法69条）。　（4）国会 → 内閣（67条）。
（2）法律を 作るのは 国会なので、裁判所 → 国会（81条）。（7）政令は 内閣が 定めるので、裁判所 → 内閣（81条）。
（3）最高裁判所の 裁判官への 国民しん査（79条）。「選挙」の クと まちがえやすい。
（5）内閣 → 国会の 衆議院の 解散（7条・69条）。そのあと 選挙が あっても、はたらきは 解散。
（6）国会 → 裁判所の だんがい裁判（64条）。　使わない 矢印は カ（内閣 → 裁判所）と ク（国民 → 国会）。
（8）こたえは 一つの れいです。次の 2つが 書けて いれば 正かい（どんな 言いかたでも よい）。
□ 憲法に 合わない 法律が 作られる　□ それを 止めたり 正したり できない
「国会が 何でも 決められる（行きすぎを おさえられない）」も 正かい。2つ 書く 問いなので、片方だけは 半分の 点。

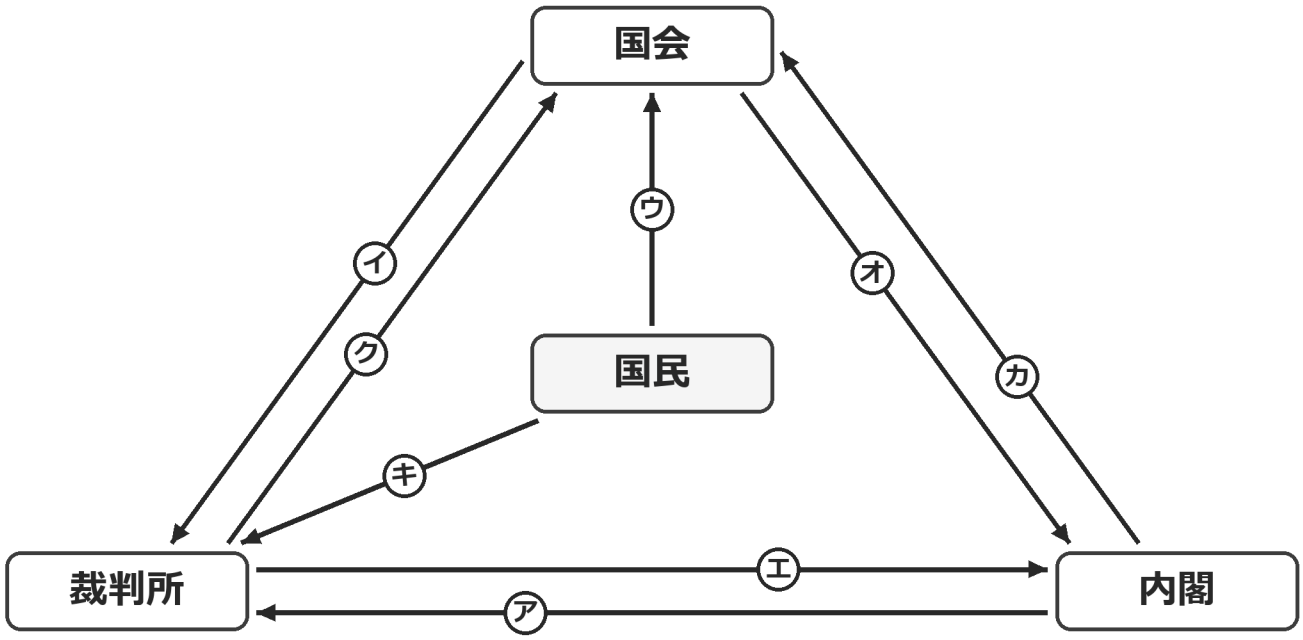
出来事を 三権の 図に あてはめよう ②【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／はたらきの 名前が なくても、矢印の 向きから 考えよう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（6）は、だれが だれに はたらきかけたかを 考え、記号で 答えます。使わない 矢印も あります。



（1）国会が、大臣に 国会へ 来て もらい、政治に ついて 説明を 求めた。 **オ**

（2）内閣が、最高裁判所の 長官に なる 人を 決めた。 **ア**

（3）裁判所が、国会の 作った ある 法律に ついて、憲法に 反するので 使えないと 判断した。 **ク**

（4）国民が、投票で 国会に 送る 代表を 選んだ。 **ウ**

（5）内閣が、国会に、新しい 法律の 案を 出した。 **カ**

（6）国会が、問題を 起こした 裁判官を やめさせるか どうかを 決める 裁判を 開いた。 **イ**

（7）もし 図の ウの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

国民の 意見を 国会へ とどけられない。国会議員を 国民が えらべない。

（1）国会 → 内閣：大臣に 出席を 求める（憲法63条）
（2）内閣 → 裁判所：最高裁判所長官の 指名（憲法6条）
（3）裁判所 → 国会：法律の 違憲審査（憲法81条）
（4）国民 → 国会：選挙（憲法43条）
（5）内閣 → 国会：法律の 案の 提出（憲法72条）
（6）国会 → 裁判所：だんがい裁判（憲法64条）（国会議員で つくる 裁判所は 国会の はたらき）
使わない 矢印は 工（裁判所 → 内閣）と キ（国民 → 裁判所）。矢印の 向きは「する がわ → される がわ」。
（7）こたえは 一つの れいです。次の どちらかが 書けて いれば 正かい（言いかたは 自由）。
□ 国民の 意見が 国会に とどかない　□ 国民が 国会議員を えらべない

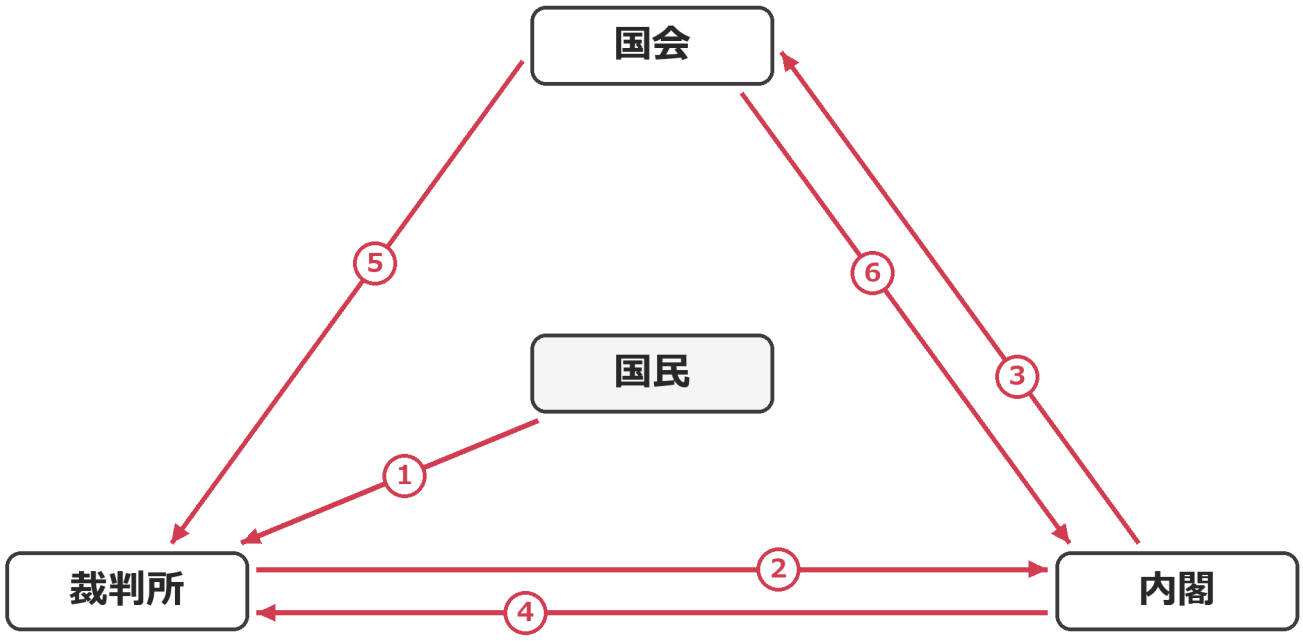
出来事を 三権の 図に あてはめよう ③【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／出来事の 矢印を、自分で かこう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図には 国会・内閣・裁判所・国民の 箱だけが あります。（1）～（6）の 出来事ごとに 矢印を 1本ずつ かきましょう。
矢印は、「はたらきかける がわ」の 箱から「はたらきかけられる がわ」の 箱へ、えんぴつで かきます。
番号は 矢印の まん中あたりに 丸で かこんで 書きます。同じ 2つの 箱の あいだの 2本は 少し はなして かきます。



（1）国民が、最高裁判所の 裁判官に ついて、やめさせるか どうかを 投票した。

（2）裁判所が、内閣の 出した ある 命令を 調べ、憲法に 反すると 判断した。

（3）内閣が、臨時の 国会を 開く ことを 決めた。

（4）内閣が、各地の 裁判所の 裁判官を 任命した。

（5）国会議員で つくる 裁判所が、ひどい 行いを した 裁判官を やめさせた。

（6）衆議院が、「今の 内閣を 信用する」という 案を、反対が 多くて 通さなかった。

（7）もし 国会から 裁判所への 矢印が なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

ひどい 行いを した 裁判官を、やめさせる ことが できない。

（1）国民 → 裁判所：国民しん査（憲法79条）
（2）裁判所 → 内閣：命令・処分の 違憲審査（憲法81条）
（3）内閣 → 国会：臨時会を 開く ことの 決定（憲法53条）
（4）内閣 → 裁判所：裁判官の 任命（憲法80条）
（5）国会 → 裁判所：だんがい裁判（憲法64条）（国会議員で つくる 裁判所は 国会の はたらき）
（6）国会 → 内閣：内閣信任の 案を 否決（憲法69条）
（1）～（6）は こたえが 一つの れいです。次の 3つが できて いれば 正かい（線の 形は 自由）。
□ 矢印の 向きが「する がわ → される がわ」に なって いる　□ 出来事の 番号が 矢印に 書いて ある
□ 同じ 2つの 箱の あいだの 2本が 重なって いない
（7）次の どちらかが 書けて いれば 正かい。　□ ひどい 行いを した 裁判官を やめさせられない　□ 国会が 裁判官を おさえられない

いちごドリル プリント

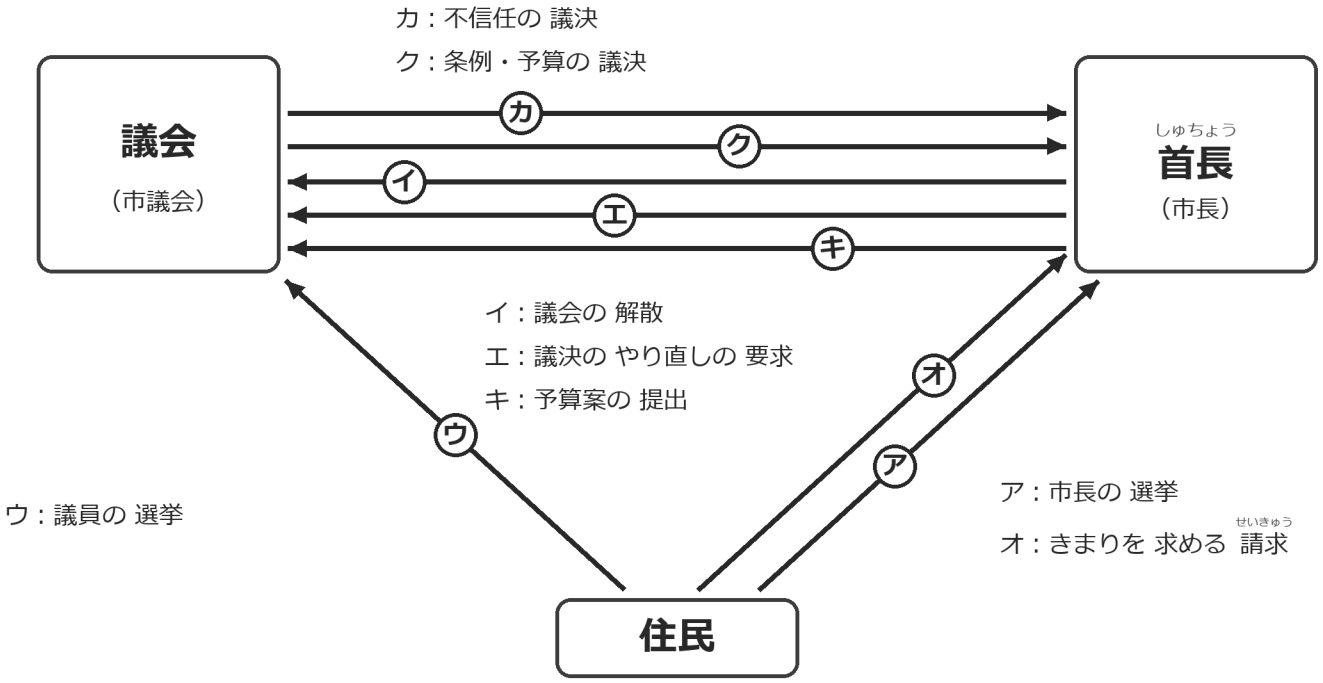
出来事を 地方自治の 図に あてはめよう ④【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／市の 政治にも、おさえ合いの しくみが あるよ

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

この 図は、市の 政治の しくみです。
矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
（1）～（6）の 出来事は、どの 矢印の はたらきですか。記号で 答えましょう。使わない 矢印も あります。



（1）市に 住む 人たちが 署名を 集め、市長に「こんな きまりを 作って ほしい」と 求めた。 **オ**

（2）市長が、市議会を いったん やめさせて、議員を 選び直す ことに した。 **イ**

（3）市に 住む 人たちが、投票で 新しい 市長を 選んだ。 **ア**

（4）市議会が、来年度の お金の 使いみちを 決める ことに 賛成した。 **ク**

（5）市議会が、「市長を これ以上 信用 できない」と 決めた。 **カ**

（6）市長が、市議会の 決めた ことに 反対して、もう一度 話し合う ように 求めた。 **エ**

（7）もし 図の カの はたらきが なかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

市長が 行きすぎても、市議会は 市長を おさえられず、やめさせる ことも できない。

（1）住民 → 首長：条例を 求める 請求（直接請求）（地方自治法74条）
（2）首長 → 議会：議会の 解散（地方自治法178条）
（3）住民 → 首長：市長の 選挙（憲法93条）
（4）議会 → 首長：条例・予算の 議決（地方自治法96条）
（5）議会 → 首長：不信任の 議決（地方自治法178条）
（6）首長 → 議会：議決の やり直しの 要求（再議）（地方自治法176条）
使わない 矢印は ウ（議員の 選挙）と キ（予算案の 提出）。まちがえやすい：予算案を 出すのは 市長（キ）、決めるのは 市議会（ク）。
（7）こたえは 一つの れいです。次の どちらかが 書けて いれば 正かい（言いかたは 自由）。
□ 市議会が 市長を やめさせられない　□ 市長が 行きすぎても 市議会が おさえられない

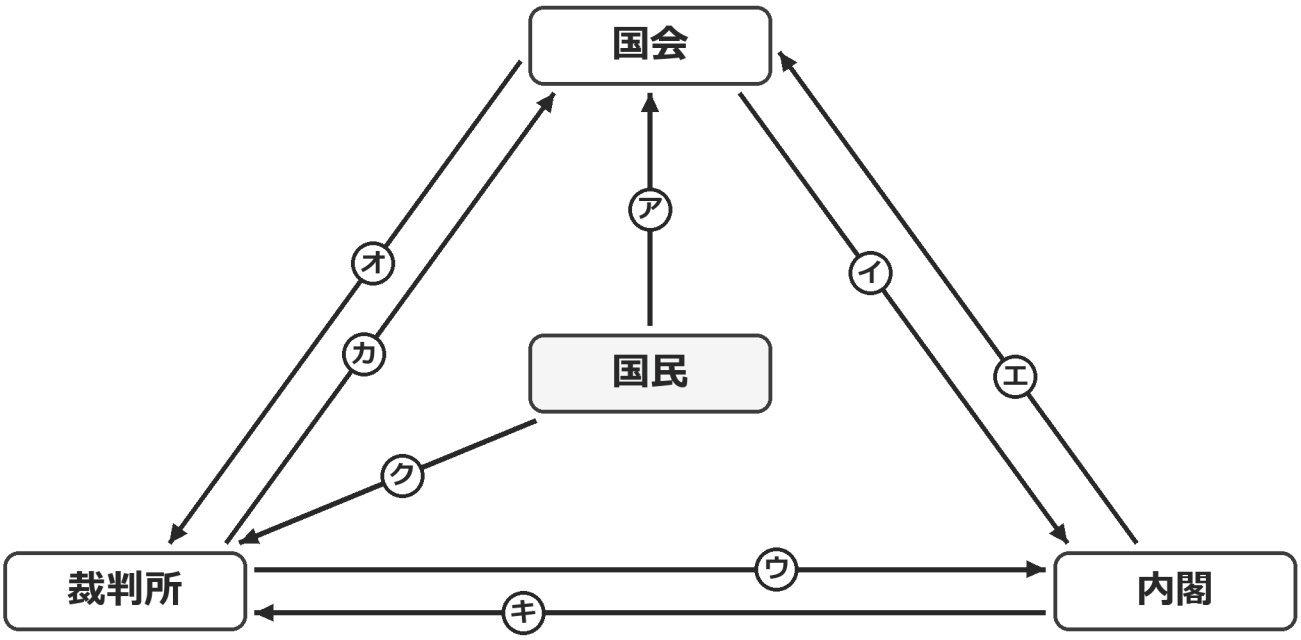
出来事を 三権の 図に あてはめよう ⑤【こたえ】

なまえ ＿＿＿＿＿＿＿＿

小6／矢印に あてはまる 出来事を、自分で 書こう

ひづけ ＿＿＿＿＿＿＿＿

図の 矢印は、「はたらきかける がわ」から「はたらきかけられる がわ」への はたらきです。
この 図には、矢印の はたらきの 名前は 書いて ありません。
（1）～（3）の 矢印に あてはまる 出来事を 1文で 書きましょう。だれが だれに 何を したかも 書きます。



（1）図の キの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

内閣が、新しい 裁判官を 決めて 任命した。

（2）図の イの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

国会が、国会議員の 中から 新しい 内閣総理大臣を 決めた。

（3）図の ウの 矢印に あてはまる 出来事を、1文で 書きましょう。

裁判所が、内閣の 出した 命令が 憲法に 反すると 判断した。

（4）もし 内閣が 衆議院を 解散 できなかったら、どんな こまった ことが 起こる おそれが ありますか。

国会が 内閣を 信用しないと 決めても、内閣は 国民に 国会議員を 選び直して もらえず、国会が 強く なりすぎる。

向きの 見かた：「する がわ」は 矢印の はじまりの 箱、「される がわ」は 矢印の さきの 箱。
（1）～（3）は こたえが 一つの れいです。次の 3つが 書けて いれば どんな 出来事でも 正かい。
□ だれが（する がわ）が 書いて ある　□ だれに（される がわ）が 書いて ある　□ 矢印の 向きと 合って いる
（1）キは 内閣 → 裁判所。この 矢印で 使える はたらき：最高裁判所の 長官の 指名（憲法6条）、各地の 裁判所の 裁判官の 任命（80条）
（2）イは 国会 → 内閣。この 矢印で 使える はたらき：内閣不信任の 決議（69条）、大臣に 説明を 求める（63条）
（3）ウは 裁判所 → 内閣。この 矢印で 使える はたらき：命令・処分の 違憲審査（81条）だけ
（4）次の どちらかが 書けて いれば 正かい（言いかたは 自由）。
□ 国民に 国会議員を 選び直して もらう 方法が ない　□ 国会が 強く なりすぎる・内閣が 国会に 対抗 できない